

# 岐阜県公報

第二千三百八十四号  
平成二十四年十月二日

(火曜日)

## 目次

### 告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

保安林の指定解除予定

(法務・情報公開課) 六五二

(砂防課) 六五一

(同) 六五三

(恵那農林事務所) 六五五

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

土地改良区の定款の変更認可

(商業流通課) 六五五

(同) 六五六

(都市政策課) 六五六

(岐阜農林事務所) 六五七

## 告示

岐阜県告示第四百五十一号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年年度に実施する試験から適用する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

別表二(県立高等学校入学者選抜の項中「特色を擁する学力検査及び全日型一環型学力検査」を「第一・二次選抜学力検査及び第一・二次選抜学力検査」に改める。

岐阜県告示第四百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下夕町	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



大洞西上	加茂郡川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
矢本	加茂郡川辺町石神	次の図のとおり	土石流
岩越	加茂郡川辺町石神	次の図のとおり	土石流
平前	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
滝尾上	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
滝尾下	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
山手	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
黒谷	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
御座野洞川	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
横谷	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	土石流
江ノ川	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	土石流
小牧谷	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	土石流
大雄寺	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	土石流
岩谷	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	土石流
清水平	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
尾賀野川	加茂郡川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
寺洞川	加茂郡川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
滝ヶ洞	加茂郡川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
高根洞	加茂郡川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
小麦洞	加茂郡川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
大洞西下	加茂郡川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
中ヶ洞	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
四反田川	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
別所	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
神手	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
天徳	加茂郡川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流

大洞北	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
坂ノ洞	加茂郡川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
花井洞	加茂郡川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
月ヶ洞	加茂郡川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
一ノ谷	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
東山	加茂郡川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
馬淵上	加茂郡川辺町下川辺	次の図のとおり	土石流
堤下	加茂郡川辺町中川辺	次の図のとおり	土石流
荒神洞	加茂郡川辺町中川辺	次の図のとおり	土石流
稻荷川	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
大洞	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下夕町	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
押付	加茂郡川辺町下麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



東山	一ノ谷	月ヶ洞	花井洞	坂ノ洞	大洞北	天徳	神手	別所	四反田川	中ヶ洞	小麦洞	高根洞	滝ヶ洞	寺洞川	尾賀野川	清水平	大雄寺	御座野洞川	黒谷	山手	滝尾下	滝尾上	平前	岩越	矢本
加茂郡川辺町比久見	加茂郡川辺町下吉田	加茂郡川辺町比久見	加茂郡川辺町比久見	加茂郡川辺町比久見	加茂郡川辺町下吉田	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町鹿塩	加茂郡川辺町鹿塩	加茂郡川辺町鹿塩	加茂郡川辺町比久見	加茂郡川辺町比久見	加茂郡川辺町下吉田	加茂郡川辺町下麻生	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町上川辺	加茂郡川辺町石神	加茂郡川辺町石神	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり											
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流											

馬淵上	加茂郡川辺町下川辺	次の図のとおり	土石流
堤下	加茂郡川辺町中川辺	次の図のとおり	土石流
稻荷川	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
大洞	加茂郡川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
中津川市山口七三二の六
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年十月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課

及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月二十日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー関広見店

関市広見字川口一七番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年五月二十一日

五 店舗面積

二、七二八平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一二台

七 荷さばき施設の面積

一一〇平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十月二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

可児市今渡字池下一一七八番一 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・店舗場所は通学路に面しているため、店舗従業員や入店者、搬入業者等に対し、安全には十分配慮する旨の指導、注意喚起を徹底されたい。

(届出事項 変更)

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道

富加町特定環境保全公共下水道

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、美濃加茂市建設水道部都市計画課及び富加町建設課

四 縦覧期間

平成二十四年十月二日から

同 年十月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
各 務 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 四 ・ 九 ・ 三

平成二十四年十月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社